

社援発 1 1 2 2 第 3 号  
平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長

### パーソナル・サポート・サービス モデルプロジェクトの実施について

パーソナル・サポート・モデルプロジェクトについては、「パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施について」（平成 2 2 年 9 月 1 0 日付け職発 0 9 1 0 第 5 号厚生労働省職業安定局長通知）により実施しているところである。

今回の東日本大震災からの復興の基本方針（平成 2 3 年 7 月 2 9 日決定東日本大震災復興対策本部）の復興施策において、社会的包摂の理念に基づき、ワンストップ型の相談や寄り添い支援に関する先導的なモデルの構築に取り組むこととされたところであり、また、社会的包摂政策に関する緊急政策提言（平成 2 3 年 8 月 1 0 日「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム）においても、今回の震災の影響もあり、社会的排除リスクの連鎖・蓄積を止めるための包括的、予防的な対応の重要性が増してきていることから、当該プロジェクトについては、社会福祉排除リスクの高い者を幅広く対象としたモデル事業として継続発展させ、これらの取組の制度化に向けた検討を引き続き進めていくとされたところである。

これらを踏まえ、今般、別紙のとおり「パーソナル・サポート・サービス モデルプロジェクト事業実施要領」を定めたので通知する。

## パーソナル・サポート・サービス モデルプロジェクト事業実施要領

### 第1 目的

震災や円高による経済状況の影響等も含め、様々な社会的排除のリスクに直面している者に対して、日常生活自立、社会的自立及び経済的自立に向けて、当事者のニーズに合わせ個別的・包括的継続的な支援を行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化に向けた課題を検討するため、モデル事業として実施する。

### 第2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市区町村（地方自治法第284条第2項に規定する一部事務組合及び第3項に規定する広域連合を含む。以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、事業の全部または一部を、民間企業その他の法人又は法人以外の団体であって同事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）に委託することができる。

### 第3 事業内容

第4の1に基づき指定した地域において、モデル事業を実施する都道府県等又は都道府県等から委託を受けた者（以下「実施団体」という。）に、パーソナル・サポート・サービスの担い手となる、第5の1に規定するパーソナル・サポーターを配置し、以下の内容を中心とした支援を実施する。

- (1) 支援対象者の生活、就労等に関する相談
- (2) 行政施策等の各種支援制度の利用に関する関係機関との連絡・調整等
- (3) 支援対象者の安定的な自立生活の実現につながる支援（支援対象者に対する直接的な給付を伴う支援にあっては、実施地域における支援対象者に対する他の事業等を優先して活用することとし、活用することが困難である場合に限り、原則として金銭の支給は除く。）

## 第4 事業の実施方法

### 1 実施する地域の指定

モデル事業を実施する地域は次の(1)(2)によって指定する。

- (1) 内閣府に設置しているセーフティ・ネットワーク実現チームの下に開催されるパーソナル・サポート・サービス検討委員会において取りまとめられた「『パーソナル・サポート・サービス』について ～モデル・プロジェクト開始前段階における考え方の整理～（平成22年8月31日）」及び「『パーソナル・サポート・サービス』について(2) ～22年度モデル・プロジェクトの実施を踏まえた中間報告～（平成23年5月12日）」に示された内容に基づき、都道府県等が事業計画案を作成し、同検討委員会の意見も踏まえて、セーフティ・ネットワーク実現チームにおいて、モデル事業の目的の達成のために効果的と認められるものを選定する。
- (2) 社会・援護局長は、セーフティ・ネットワーク実現チームの選定結果に基づき、モデル事業を実施する地域を指定する。

### 2 支援対象者

モデル事業におけるパーソナル・サポート・サービスによる支援は次の要件のいずれにも該当する者に対して行う。

- (1) 震災や円高の影響等も含め、様々な社会的排除リスクに直面している者
- (2) (1)の問題を解決するためのサービス・支援を適切に選択し利用することが本人のみの力では困難であり、当事者の支援ニーズに合わせた個別的・包括的・継続的な支援が必要であると考えられる者

### 3 実施方法等

モデル事業においては、支援対象者が地域における安定的な自立生活を営めるようになることを目指して、次の業務を中心として行う。

なお、福祉的支援が必要な者に対しては、福祉事務所等との連携の下、必要な支援が受けられるよう密接な連携を図ることによって実施する。

また、経済的自立を支援するための就労支援が必要な者に対しては、公共職業安定所に設置される就職支援ナビゲーター（パーソナル・サポート担当）と連絡・調整の上で、公共職業安定所の職業相談・職業紹介等業務との密接な連携を図ることによって実施する。

(1) 自立困難状況等の把握と支援計画の作成

支援対象者等と面談等を行い、信頼関係を構築するとともに、支援対象者の自立への障壁となっている自立困難状況とその原因を把握する。支援対象者とともに困難状況等を共有し、現実的かつ段階的な支援計画を作成する。

(2) 支援計画に基づく支援の実施

支援対象者の変化に応じ、制度横断的かつ継続的に支援を行う。定期的に面談を行い、必要に応じて支援計画の改定等を行う。

(3) 関係機関との連携体制の構築等

支援対象者に必要な支援を行うため、各種の支援を実施する関係機関との連携体制の構築等を行う。この際、支援対象者が有する支援ニーズに対応して、地域の様々な社会資源に働きかけ、制度化されていない支援の開拓、調整を含めた相談支援の実施の実現に配慮する。

(4) 支援記録の整備

支援計画に基づき実施された支援の内容等を記録し支援期間中の各段階ごとに検証を行うとともに、事業の実施状況について、都道府県等及び関係機関へ報告を行う。

(5) 具体の支援を支えるための組織的な後方支援の実施

## 第5 実施上の留意事項

### 1 パーソナル・サポーターの配置

(1) パーソナル・サポーターは、生活及び就労の支援に関する経験並びに各種支援制度の実務に係る知見を有する者を配置するものとする。

配置に当たっては、支援対象者が身近な地域で分野横断的な支援が受けられるよう、関係機関が連携して支援に当たる体制を構築できるように配慮するものとする。

(2) 実施団体は、個々のパーソナル・サポーターとの間の労働関係（雇用関係、請負関係等）を、関係法令を遵守しつつ明確にする。

(3) 実施団体は、モデル事業の実施及びその実施に要する会計の執行に当たり、モデル事業とモデル事業に該当しない事業の区分、及びパーソナル・サポーターとしての業務とそれに該当しない業務の区分を明確にする。

## 2 補助対象経費

経費については、事業の実施に係る人件費、旅費、諸謝金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、食料費〔会議費〕）、役務費（雑役務費、通信運搬費）、扶助費、委託費、使用料及び賃借料のほか、実施団体の判断により、支援対象者の安定的な自立生活の実現のために必要な支援に要する経費（急迫状態にある支援対象者に対する現物給付等を含む。）を補助対象とし、各経費の単価については、社会通念上相応の単価を用いること。

## 3 会計の区分

当該実施主体において本事業以外の事業を実施している場合は、本事業とその他事業の会計とを区分すること。

## 4 支援対象者の個人情報の取扱い

支援対象者の個人情報については、支援の効果を高めるため関係機関の間で情報共有することが必要であると判断された場合にこれが円滑にできるよう、あらかじめ、関係機関相互でルールを定めておくとともに、そのルールによって情報交換を行うことについて支援対象者本人から支援開始時点等において了解を得ておくものとする。